

一〇〇四年「教育法」文献解題

片山 等

はじめに

この一年を教育と法をめぐる動向とそれに対する教育法学の取組みについて概観すれば、何よりも、教育基本法改正の必要性と併せて、「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」などの改正の要が述べられ、「教育振興基本計画」の必要性が提示され、それに対する肯定的・否定的な反応が出揃つてきた状況にある。現憲法の「改正」を本丸として、その露払い的位置づけとも言われる教基法「改正」を促進する側の論調に、冷静な学問的な吟味が加えられた様子も依然として見られず、一種の政治問題化している状況は昨年と同様である。

例えば、「日本の教育改革」有識者懇談会編『なぜいま教育基本法改正か』(PHP研究所)によると、「教育の危機を救う四つの視点」として「伝統文化の尊重と愛国心」「宗教的情操の涵養と道徳教育の重視」「家族の価値と家庭教育の意義」「国民教育に責任を負う教育行政の確立」を挙げている。社会の治安の悪化や凶悪犯罪、少年による

殺人事件、学校の荒廃、学力低下等々の問題に対し、あたかも全ての解決の鍵が教基法「改正」にあるとする、大変俗耳に入りやすい主張ではあるものの、政治的な主張にどざまるものであろう。学問的な吟味の点での深まりは見られない。

本年四月発足の国立大学法人に見られる大学「改革」（経営協議会や教育研究評議会の設置等）、中期計画の策定、認可、第三者評価等に加え、C・O・E・や特徴ある大学教育を実施する学校等への補助金の傾斜配分、さらに一〇一二年からは学校教育法と私立学校法の一部改正により、私学に対する従来の学校法人の閉鎖命令に加えて改善勧告、変更命令、学部等の廃止命令等も文科相から出せる様になり、こうして文科省による国公私立の全大学・短大に対する全面的な監督と管理強化が現実のものとなつた。他方、高度産業人育成のための専門職大学院が、法科大学院・公共政策大学院を手始めに、本年四月より設置され、とくに前者は、新司法試験の動向と絡んで甚だ先行き不透明な状況にある（なお、法科大学院関係の文献は他に譲る）。

規制緩和を口実に、郵政民営化と同様に、ゆくゆくは国公立学校を、公設民営化を経て、民営化の実現に向け、公教育を市場化に基づく競争原理の中に放り出す新自由主義—国家的ハイ・タレント養成と国費の投入—と、他方、國家的エリートたりえない中層以下の国民には、愛国心教育＝国旗・国歌への忠誠を形の上でだけ推し進める国家主義—旧来の忠良なる臣民の育成—とが同時に追求される国家指導原理とされ、それが国大改革等に一足先に具体化したものと見ることもできる。教基法「改正」問題は、新自由主義と旧来の伝統的保守原理たる国家主義の併存として収斂される。

中央の教育政策に連動するかたち（あるいは突出？）で、全国に先駆けて東京都での国旗・国歌問題、指導力不足教員問題、教員に対する懲戒処分事案の多発、さらにはいじめ裁判や、学校・教員評価や学校選択制の導入による現

場での混乱等に対処する必要や、あるいは新たな法務省を中心として推進されようとしている法教育の動きからも、教育法学の理論的な深化が一層求められている。

一 学会の動向

教基法「改正」の動向に対する、教育学関連十五学会による第四回・第五回共同シンポジウムが昨年八月二五日（早大）、十一月七日（明大）に開催され、その内容が『制定過程をめぐる論点と課題』、『教育理念・目的の法定化をめぐる国際比較』（つなん出版）として公刊されている。前者は、古野博明「教育基本法の制定過程をめぐる諸問題」、杉原誠四郎「教育基本法の制定過程と教育勅語」、古関彰一「日本国憲法の制定過程をめぐる論点と課題」を、後者は、青木宏治「教育理念・目的の法定化をめぐる問題と論点」、荒牧重人「教育理念・目的の法定化と国際教育法」、「諸外国の状況、中国—牧野篤、韓国—馬越徹、ロシア—福田誠治、ドイツ—前原健一、フランス—池田賢市」の報告を収録する。

また日本教育法学会第三十四回定期総会が五月一九～二〇日に神戸大学にて開催され、全体テーマ「教育における公共性の再構築」の下、一日目の総会報告は、三上和夫「教育基本法と地域空間」、西原博史「教育基本法改正と公共性」であり、二日目には、第一分科会「愛国心教育・『自由化』政策と公共性」の下、植野妙実子「教育目的と公共性」、石崎誠也「教育特区の法的検討」、進藤兵「『グローバル国家』戦略と公教育改革」、第二分科会「教育の自由・学問の自由の危機」の下、羽山健一「不適格教員と教員研修」、澤藤統一郎「『日の丸・君が代』強制 予防訴訟弁護団報告」、世取山洋介「国立大学法人化と学問の自由」、第三分科会「学校安全基準の立法化」の下、橋本恭宏

「学校災害判例から見た学校安全教育指針」、吉永省三「子どもオンブズパーソン制度における学校災害対応の現状と可能性」、喜多明人「『学校安全法』の要綱案の提案」として、各々報告と質疑が行なわれた。その詳細は学会年報に譲る。なお、開催地の教育政策の独自性や問題点の解明のために、プレ企画として五月一八日夜には、雨松康之「兵庫の総合選抜制度の意義と教育法的検討」、渡部吉泰「学校事故・事件を防ぐために」の報告がなされ、学校事故問題研究特別委員会から「『学校安全法』要綱案」が公表されたことを付記する。昨年の同学会第三三回定期総会での報告、討論要旨等の内容については、学会年報三三号『教育における〈国家〉と〈個人〉』が刊行されている。

二 基礎理論、概説書等

三次、三二年間に及ぶ戦後最大の裁判として知られる教科書検定訴訟の原告であり、歴史学や思想界の巨擘とも評される家永三郎の逝去後に、その業績を明らかにし継承するために編まれた、太田堯二・尾山宏・永原慶一編『家永三郎の残したもの 引き継ぐもの』（日本評論社）が刊行されている。歴史学、憲法学、教育学等に多大な功績をあげられ、なおかつ高い志をもって歩まれた先人の業績、人となりをうかがわせてくれる。また、公法学や教育学にまたがり多大な学問的業績をあげ、教育法学会の会長として学会を指導してこられた方が、教壇を去るにあたっての最終講義として、永井憲一「憲法と教育法の研究と実践」（志林一〇一・四）、堀尾輝久「中央大学での九年間を振り返りつつ」（中大・教育学論集四六）がある。時の早さを感じさせると共に、後継の研究者への叱咤激励を痛感せらるよう。なお、世上嬉しい「評価」ばやりの昨今に、眞の意味での学問的評価を静かに問う、千葉正士「学問研究の評価」（東海三一）が、また大学における「憲法教育」とその実践を、「怒りと励ましの憲法学」として亡き恩師から

静かにかつ熱く継承する論稿に、脇田吉隆「播磨信義憲法学の継承と発展」（神院三四・一）がある。

教育や学校をめぐる入手しやすい市販書には、斎藤貴男『安心のファシズム』（岩波新書）、読売新聞社会部『教育再生』（中公・ラクレ）、吉田新一郎『いい学校の選び方』（中公新書）等があり、他方かつて深刻な教育危機を経験し、それを克服するべく取組んだアメリカ合衆国での教育改革について、アメリカ教育省他／西村和雄＝戸瀬信之編訳『アメリカの教育改革』（京大出版会）が刊行されている。「危機に立つ国家」やクリントン・レポート等が収録され、今や学力に関しては日米逆転の現象がうかがわれ、比較対照の要がある。なお、本年の特徴として、これまでの學習指導要領による憲法や法学の學習に対して、片や現実の市民社会の状況から、片やいわゆる若者の規範意識の涵養の要請から、新たに法教育の提唱がなされ、法務省を中心として研究会が設置されている。多彩、重層的な、法や司法へのアクセスの教育が検討され始めた。法教育研究会（ひろば五六・一〇～五七・一〇）を手始めに、「特集／法教育の充実をめざして」（ジュリ一二六六）では、法教育の実践が立命館宇治高校他で開始されたこと、また學習指導要領の法や司法に関する記述と、法教育研究会の論点整理とを対比すると、後者の「課題」での指摘にこれまでの学校教育に欠けていた点を感じることができる。司法制度改革に不可欠なものとして、市民としての法意識の啓発に向けてどのように展開されていくのか興味深い。

なお、石川多加子「私学助成に関する憲法的考察」（比較法四一、憲理研『現代社会と自治』）、小泉健「私立学校における基本原則」（秋田四二一）、及び啓蒙書として、荒牧重人監修『わたしの人権 みんなの人権1～6』（ポプラ社）、林量淑＝世取山洋介監修『きみの味方だー子どもの権利条約1～6』（ほるぷ出版）をあげておきたい。

三 教育基本法改正問題

「改正」を推進せざるをえない立場からは、布村幸彦「教育改革の推進と教育基本法の改正について」（都研五五・一一）があるが、日本教育法学会編『教育基本法改正批判』（日本評論社）は学会の総力をあげて「改正」動向を批判する。逐条的検討を行ない、教基法の過去・現在・未来を展望し、資料も充実している。併せて、与党「教育基本法改正に関する協議会による中間報告」（六月一六日公表）についても、教育基本法「改正」問題研究会『教育基本法「改正」問題』がある。

「改正」の動向の背景を俯瞰するものに、三輪定宣「教育の国家主義化」（日科三八・八）があり、西原博史「二一世紀の子どもたちと教育基本法」、竹内俊子「教育制度と民主主義」（憲法問題一五）、内野正幸「学校で人間主義を押しつけるのは違憲か」（藤田苗靖＝高橋和之編『樋口陽一先生古稀記念 憲法論集』（創文社））、坂田仰「憲法の教育自治に対する先行性」（憲理研『憲法と自治』）、寺川史朗「教育権論の現代的課題1」（三重一一・二）等がある。なお、連載中ではあるが、今日の「改正」論議に対して経済学・政治学から論文の視角を明確に定位した上で、占領期教育改革「理念」の日米比較、及び民主主義観の日米での理解の相違を、「国家社会」か「社会」かで分析するすぐれた論稿として、徳久恭子「日本型教育システムの誕生1～2」（法雑五〇・三～四）があり、今後の展開が期待される。また、「改正」論議の中では軽々に「伝統・文化の尊重」が語られているが、では、戦前におけるわが国の「国体」観念が、概念としては未統一、不明確なままに学問の自由や大学の自治に対していかに暴威をふるったかについて、松元忠士「明治憲法下における学問統制と学問の自由7～8」（立正三七・二～三八・一）は、史料を涉獵

して克明にその理不尽を描写する。右両論稿は、社会も学界も世代交代する中で、改めて歴史に学ぶ大切さを教えてくれる。同様に、鈴木英一「教育基本法の立案者たち」(季教一四〇)もある。

雑誌特集等については、「特集／これからの中の教育改革」(都市問題五五・一)、「特集／ナショナリズムの現在と教育の問題」(教育六九八)、高津芳則「教育基本法『改正』批判論の検証」(同六九三)、「対論／教育基本法『改正』がもたらす危機」(世界七二二)、俵義文「教育基本法『改正』を自論むひとびと」(同七二五)等である。

一九九九年の国旗・国歌法の成立以来、とくに学習指導要領を介しての、周年行事・卒業式・入学式での掲揚・齐唱を教員・子どもに強制する動きが顕著となり、中でも東京都においては昨年一〇月一三日の都教育委員会の通達・実施指針による強行で、これに従わなかつた教員約一五〇名に対する懲戒処分が科され、その取り消し等を求め提訴される事態となっている。一連の動向について、「日の丸・君が代」処分編集委員会『「日の丸・君が代」処分』(高文研)、「良心的「日の丸・君が代」拒否」(明石書店)があり、教育科学研究会常任委員会「声明 学校における国旗・国歌の強制について」(教育七〇一)、法律・教育学関係者緊急アピール「東京都教育委員会の『日の丸・君が代』強制に抗議する」(季教一四一)が公表され、雑誌特集をはじめ夥しい論稿が発表されている。その主なもののみを掲げれば、「『日の丸・君が代』戒厳令」(世界七二五)、池添徳明「暴走する『日の丸』教育」(同七二六)、「私たちなぜ『日の丸・君が代』の強制に抵抗するのか」(同七二七)、西原博史「国歌強制問題から司法の責務を考える」(同七二〇)、久保田貢「大学生と学ぶ『日の丸・君が代』」(教育六九三)、平塚真樹「市民性(シティズンシップ)教育をめぐる政治」(同六九五)、藤本幹人「『国旗・国歌』から『国家』を考える」(同六九八)、矢澤正道「東京の『教育改革』の現状と運動の課題・展望」、吉田一徳「東京都の教育管理と教職員組合の課題」(同六九九)、杉尾健太郎「東京心の自由訴訟」(法民三八八)、「特集／現場から考える教育基本法」(法セミ五九五)、宮村博「教育

における強制」（季教一四一）、小野方資「『君が代』ピアノ伴奏強制事件」（同）、新岡昌幸「教師の『人権』と職務命令」（同一四二）等がある。

この問題をより理論的に検討するものとして、新岡昌幸「学校における『口の丸』『君が代』問題の憲法・教育法学的検討」（北大院教育学研究科紀要九一）、西原博史「『君が代』ピアノ伴奏拒否処分と教師の良心の自由」（受験新報六三六）があり、さらに佐々木弘通「『国歌の斎唱』行為の強制と教員の内心の自由」（法セミ五九五）は、西原の「抗命義務」的理義に對して「自發的行為の強制」型を対置する。この理解と通底するのが、蟻川恒正「署名と主体」（樋口陽一＝森英樹＝高見勝利＝辻村みよ子編著『国家と自由』日本評論社）である。いわゆる謝罪廣告事件最高裁判決での入江俊郎「意見」が「表示が意見を作出する」との視角から、判決による謝罪廣告の命令は被告の「自發的意思表示」（傍点、蟻川）を求める行為と解している点を指摘する。かくして思想・良心の自由の解釈で「自發性」が問われることとなり、また、判決の「読み」の重要性についても再認識させられる。

愛國心や道徳教育にかかる「心のノート」の問題については、入江曜子『教科書が危ない』（岩波新書）、馬場久志「『心のノート』考」（教育六九八）、金子隆弘「『心のノート』と『畏敬の念』」（同七〇一）、三宅晶子「心のあり方」を国が決める危険」（前衛七八）等があり、都立七生養護学校における性教育への介入、处分問題については、『七生養護の教育を壊さない』（つなん出版）、宮淑子「何が『異常』で『不適切』なのか」（世界七二五）、松浦勉「ネオ・ナショナリズムとセクシズム」（教育六九八）等があるが、「ジェンダー・フリー」の言葉狩りと、「特集／学術における男女共同参画をどうすするか」（日科三九・九）及び「特集／男女共同参画社会基本法の成果と課題」（ジユリ一六六）に掲載の諸論稿との間には、著しい懸隔が見られる。

教基法における人格の「形成」にかかわって、「改正」論は「宗教的情操の涵養」を学校教育に導入することを主張するが、フランスにおける「宗教シンボル法」に見られる公教育の宗教的中立性、政教分離の原則の問題につき、渡辺康行「文化的多様性の時代における『公教育の中立性』の意味」（樋口古稀記念『憲法論集』）、同「私人间における信教の自由」（樋口古稀記念『憲法論集』）、同「公教育の中立性、宗教的多様性、連邦的多様性」（自研八〇・一〇）が精力的に取組んでおり、田近肇「宗教団体による公立学校施設の目的外使用と政教分離原則」（岡法五三・三二四）、中村英「訓令八号」検討の諸課題（東北学院六一）、清水芳恵「大学と教会の論争（一八四二—一四四年教育の自由論争）における政治的意義」（一論一三一・一）、藤原英夫「国立大学の構内神社と憲法問題」（季教一四〇）、柴田康正「学習指導要領における『宗教的情操』」（教育六九八）、「特集／宗教と人間形成」（同六九四）がある。

四 地方分権、規制緩和と学校改革

1 地方分権と情報公開・学校参加

中央と地方との間での三位一体改革が進められる中で、補助金の削減、税源の保障、交付税制度の見直しが議論されているが、茂里毅「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律」（時法一七〇一、一七一七）、坂本幸一「資料 教育における規制改革の経緯と課題」（レファ六三四）、藤田健一「学校教育の民営化の論点と展望」（同六三六）、高木浩子「義務教育費国庫負担制度の歴史と見直しの動き」（同六四一）、「特集／義務教育費国庫負担制度の改革について」（教委会月報六五九）があり、過去の経緯については、務台俊介「半世紀を経て繰り返される義務教育の財源論」（自研八〇・一〇）がある。

教育情報の公開・開示につき、わが国における立法的不備を気付かせてくれる、青柳卓弥「米国における教育個人情報の保護」（平成国際二）、また寺洋平「指導要録と自己情報開示請求権の範囲」（法セミ五九六）、磯村篤範「教員採用試験問題と解答の情報不開示事由の該当性」（民商一二九・一六）、藤原ゆき「教科書採択協議会議事録公開請求事件」（季教一四〇）、山口明子「『教育情報の開示を求める市民の会』と個人情報保護法制」（ジュリ一一五三）、さらには必見の、林原則彦「時の判例」（ジュリ一一五八）がある。

2 規制緩和と教育の自由化、教師の服務・人事

構造改革の指導理念としての規制緩和、自由化、市場化、民営化の下では、自己責任、事後チェック、評価がその反面に定置されている。行政側には、東京都教育委員会「都立学校のマネジメント・システムと都立学校評価システムの確立」（教委会月報六五五）、「特集／教員評価システムと教員の資質向上」（同六五八）、初等中等教育企画課「学校の裁量拡大についての取組状況」（同六六〇）がある。なお、学校選択や民営化の方向で先行するアメリカ合衆国での経験については、藤原ゆき「チャータースクールの法的問題について」（早研一〇八）、鵜浦弘「公設民営時代の公教育」（法律文化一四二）、金原恭子「バウチャー制と政教分離」、岡山裕「教育と格差」（米法一〇〇三・一）での消極的な評価がある。

また、「特集／教員の資質向上の方法」（季教一四一）、「特集／動き出す学校運営協議会」（同一四一）、さらに東京都における新自由主義的教育改革の最前線に位置づけられる荒川区・品川区の動向について、山本由美「学校選択、学力テスト、教育特区が公教育を破壊する」（世界七二七）がある。なお、小林正直「教師の自主研修権」（神奈川大院法研論集一三）や、「特集／特別支援教育」（季教一四〇）、及び小泉広子「普通学級における障害児の学習権保障」

(季教一三九) もここにあげる。私大入学時の学納金返還問題に関する論稿である、窪田充見(ジュリ一ニ五五)、野澤正充(法セミ五八九)、伊藤進(季教一四二)もここにあげる。

五 子どもの人権と学校教育

犯罪の増加、安全性の低下、不安の中で監視化、管理強化の傾向が見られるところから、子どもの人権についてはむしろこれを制限しようとする社会風潮も見受けられる。韓永學=千命載「『青少年保護』と表現規制」(法時七五・一二)、「特集／青少年保護と表現の自由」(法時七六・九)、また少年犯罪についてその親の責任に言及する、後藤弘子「少年非行と親の『責任』」(法時七六・八)、「特集／少年事件と親の責任」(季教一三九)所載の論稿も目立ってきた。

学校事故関連では、奥野久雄『学校事故の責任法理』(法律文化社)が公刊されており、森浩寿「溺水事故防止策の検討」(季教一三九)、橋本恭宏「土佐高校落雷被災事件」(同一四〇)、堀井雅道「学校防犯の取組みの現状と『学校安全』の課題」、喜多明人「学校安全法」要綱案(季教一四一)、岸裕司=喜多明人=中村攻「座談会／『学校の安全』をどう守るか」(世界七一八)がある。その一方では、いじめ事件が根絶されず不幸にも裁判となつた事件も多く、いじめ事件に対する学校側の態勢不備が今年も問われている。具体的な事例を詳細に検討するのに、采女博文「いじめをめぐる法的諸問題」(鹿法三七・一=一)があり、村元宏行「心理的いじめと学校の安全配慮義務」(季教一四一)がある。女子中学生に対する性的暴行についての、梅野正信=向和典「学校内での生徒による性的暴力行為への対応」(季教一四二)では、果たして教員・学校は何をしていたのかと暗澹たる思いがする。とともに、子ども

の安全を守る制度としての、事前の対応策が一層求められている。

六 高等教育の改編

四月よりの国立大学の法人化実施もあり、国公私立の全大学を取り巻く状況は、少子化・就学人口減もあり厳しいものがある。わけても私大においては、大学・学部の閉鎖等による整理解雇も活発化するのではないか。他方、十分な検討のないままに、大学教員の任期制に移行する大学も増加するのではないか。一般的には、潮木守一『世界の大学危機』(中公新書)、中井浩一『徹底検証大学法人化』(中公・ラクレ)、天野郁夫『大学改革』(東大出版会)を、さらに地域と大学とのかかわりを求める、「特集／大学と地域」(都市問題九五・四)、「特集／地域と共に生きる大学」(日科一三八・一二)がある。

国立大の法人化については、合田哲雄＝神山弘「国立大学法人法について」(ジュリ二二五四)が、公立大の法人化とともに東京都立大の改編をめぐり、茂木俊彦「自由闊達な話し合いこそが大前提」(世界七二一)、川合康「都立新大学問題」(同七二八)、乾彰夫「大学の自治」「学問の自由」の岐路としての都立大学問題」(前衛七七八)、米津孝司「東京都立大学の『改革』の問題点」(法セミ五九一)、人見剛「東京都による大学『改革』の法的問題点」(法時七六・三)がある。従来の学問的蓄積については、中村睦男「学問の自由と大学の自治の新たな課題」、松田浩「大学の自律」と『教授会の自治』(憲理研『憲法と自治』)があるが、「首都大学東京」においては、主任教授・教授・準教授・研究員とし、教授以下の全教員は三年ないし五年の任期制とされ、大学教員任期法が改めて問い合わせることとなる。

この任期制については既に法廷でも争われており、松田浩「大学教員任期制と憲法三三条」（法セミ五九八）、阿部泰隆『京都大学井上教授事件』（信山社）、同「大学教員任期制法による『失職』扱いに対する司法的救済上・下」（自研七九・一二、八〇・一）、同「大学教員任期制法の違憲性、政策的不合理性と大学における留意点」（法時六・二）、阿部泰隆＝位田央「大学教員等の任期に関する法律をめぐる国会議事録の整理」（神戸法学年報一九）がある。

大学を取り巻く状況の厳しさから、今後、大学内部の法関係も教職員の地位・身分等をはじめとして一層問われるであろう。従来の学問的な枠組みに止まらず、広く大学制度全般が対学外的にも、対学内的にも検討されることが求められている折に、時宜を得た出版に、永井憲一＝中村睦男編『大学と法』（大学基準協会）がある。従来、大学教員の地位や身分をめぐっては労働判例をはじめとする労働法分野に委ねてきた傾向があるが、この大学の激変期にあたっては学問・教育の自由からの照射が一層求められることようし、右書の継承が求められる。

国公立大学法人化と任期制、労働条件の変化については、和田肇「国立大学の法人化と教員任期制」（労旬一五六三）、江森民夫「首都大学東京」と地方独立行政法人化の問題点」（同一五八一）、人見剛「地方独立行政法人法と公立大学法人化」（同一五八一）、大学非常勤講師について、長峰登記夫「オーストラリアの大学非常勤講師」（同一五六四）、江尻彰「大学非常勤講師の実態と均等待遇」（同一五七九）、留学生の受け入れ政策について、浅野慎一「中国人留学生・就学生の実態と受け入れ政策の転換」（同一五七八）、出産育児時短と一時金制度について、中野麻美「東明学園事件、最高裁第一小法廷判決について」（同一五七八）がある。大学等での人事関係事件・判決としては、特任外国语講師につき、「関西大学事件」（労判八六三）、定年引下げにつき、「芝浦工業大学事件」（同八五九）、整理解雇につき、「平和学園高校事件」（同八五六）、助教授退職強要事件につき、「東京女子医科大学事件」（同八六五）、

大学内組織であった学友会の解散につき、「岡山大学学友会事件」（同八五五、八七三、ジュリ一二七〇）、なお「東京都（警察学校、警察病院HIV検査）事件」（労判八五一、ジュリ一二七〇）では、血液検査結果の個人情報の扱いをめぐり、プライバシー保護の視点で違法性が認定されている（一審で確定）。

*

イラク戦争の動き、アメリカ合衆国大統領選挙、E・U憲法等々の世界的な動向に加え、構造改革の名の下での大学や司法制度の改革、法曹養成制度の改革、イラクへの自衛隊の派遣等々の国内での動向からも、二〇〇四年は激変の年として後世から見られるであろう。筆者は先に「学界回顧・教育法」（法時、一〇〇四年一二月号）を執筆したのではあるが、同誌の紙幅の関係から文献・資料の紹介を大幅に割愛せざるを得なかつた。そこで、一〇〇四年という内外ともに多難・激動の年を、教育法学関係の文献を中心にではあるが、その歴史的意義を考慮して、ここに、資料として掲載するものである。

本稿で対象とするのは、概ね二〇〇三年一〇月以降、一〇〇四年九月までの間に公刊された著書・論文等であり、書評や事例調査報告等は除外する。文献の検索については、法律時報七五巻一一号～七六巻一〇号の「文献月報」欄、及び季刊教育法一三九～一四二号の「文献目録」を主に参照した。教育法をめぐる現実の動向に対応するべく多くの執筆者により、適宜に発表された文献の量は、実に汗牛充棟と言って良く、その全てを網羅することは不可能であり、本年の特色とみられるテーマを中心に主要なものをとり上げることにしたい。なお、思わぬ見落としをしている可能性もあり、また、筆者の専攻から法学分野に偏り、教育学分野での貴重な文献について見落としている可能性もあり、その場合には何とぞご寛恕、ご海容の程をお願いしたい。文献の出典表記方法については、法律時報一〇〇四年一月号掲載の「文献略語表」に依る（各論稿の副題は適宜省略する）。